12　機械式表示装置（カジノ行為の結果を表示するために使用する電子制御リールその他これに類するものをいう。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　正確に作動するように取り付けられていること。
二　カジノ行為の結果を正確に表示するものであること。
三　回転不足、停止位置の誤り等のエラーを検出する機能を有すること。
四　エラーを検出した場合は、ティルト状態になること。
五　中断されたカジノ行為が再開される場合は、中断前の最後に有効とされた位置に自動で戻る機能を有すること。
13　タワーライトに関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネットの最上部に取り付けられていること。
二　ティルト状態になった場合又は顧客がカジノ事業者の従業者を呼ぶボタンを押した場合に点灯すること。
14　電源装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、オン及びオフが容易に識別することができる方法で表示されていること。
二　電圧変動（電源のリセットを除く。）による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。
15　ケーブルに関する規格は、次のとおりとする。
一　顧客が触れない位置に取り付けること。
二　ロジックエリア内では適切に固定すること。
16　通信（電子ゲームシステムの用途及び機能に関するものに限る。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　有線通信用の接続口はキャビネット内に取り付けられており、識別することができる方法で表示されていること。
二　安全な通信プロトコルの採用その他通信の安全性を確保するための措置が講じられていること。
三　通信障害を検出する機能を有すること。
四　三の機能を用いた結果通信障害を検出した場合は、ティルト状態になること。
17　外部機器等（電子ゲームシステムに外部から接続する機器及びシステムであって、電子ゲームシステムの機能に影響を与えるもの（プログレッシブシステム及びカジノマネジメントシステムを除く。）に限る。以下この第一において同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　電子ゲームシステムの用途及び機能の適正な実施を妨げるものではないこと。
二　ソフトウェアの設定は顧客がアクセスできない安全な方法によってのみ行えること。
三　外部機器等をボーナスフィーチャー等のために使用する場合は、次に掲げる性能を有すること。
イ　ボーナスフィーチャー等の作動中は外部機器等の設定変更ができないこと。
ロ　ボーナスフィーチャー等の作動中に電子ゲームシステム又は外部機器等がティルト状態となりカジノ行為が中断された場合は、中断前の最後に有効とされた状態から再開する機能を有すること。
18　外部機器等との接続による悪影響を防止するための必要な措置が講じられていること。
19　静電気放電干渉、電磁気干渉、電波干渉及び液体干渉による故障を防止するための必要な措置が講じられていること。
20　乱数発生装置に関する規格は、次のとおりとする。
一　カジノ行為の結果の無作為性に影響するアルゴリズム及びソースコードには、偏りを生む要因、エラーを発生させる要因、カジノ行為の結果の変更又は予測を可能とする隠されたスイッチ又はパラメータその他の無作為性又は公平なカジノ行為を阻害するおそれのあるものが含まれないこと。
二　乱数発生装置が出力した各値は、統計的に均一に分布し、かつ、互いに独立していること。
三　乱数発生装置が一度の抽選で複数の値を出力する場合は、これらの値は、統計的に均一に分布し、かつ、互いに独立していること。
四　乱数発生装置が出力した各値の選択される確率は、それぞれ同じものであること。
五　乱数発生装置が出力した値から、それ以降に出力される値についての情報を得ることはできないものであること。
六　乱数発生装置は、過去の選択に基づき、選択可能な値を放棄し、又は修正することはできないものであること。
七　乱数発生装置が一度の抽選で複数の値を選択する場合は、一つ又は複数の値を知ることで、その抽選内の他の値の情報を得ることはできないこと。
八　乱数発生装置が出力できる値の範囲は、全ての出力する値が各抽選において同じ確率で選択され、かつ、過去に出力した値から独立していることを保証するために十分なものとすること。
九　乱数発生装置は、次以降に出力する値を予測できないこと。
十　乱数発生装置の出力した値の放棄は、次のとおりとすること。
イ　乱数発生装置は、カジノ行為を実行する時だけでなく、常に値の出力及び放棄を行うこと。
ロ　放棄する値の数を乱数により決定するものにあっては、当該乱数は乱数発生装置のうち乱数を出力する機能が主たるそれから独立し、かつ、これと同期していないものによって出力されること。
十一　ソフトウェア式乱数発生装置の規格は、一から十までに規定するもののほか、次のとおりとすること。
イ　初期状態又はシードは、非制御下、かつ、予測不可能な事象によって無作為に決定されること。
ロ　同時に電源が入った場合又はブートされた場合であっても、同期しないように構成されること。
ハ　利用可能なシードは、過去に出力した値から独立していることを保証するために十分なものとすること。
十二　ハードウェア式乱数発生装置は、統計的な試験により出力の監視を行い、機能不良又は劣化が検出された場合は、ティルト状態にすること。
十三　機械式乱数発生装置は、ヘルプ画面等（ヘルプ画面又はキャビネットの表面をいう。以下同じ。）で顧客に表示する場合を除き、生成されるカジノ行為の結果に関して顧客又はカジノ事業者が物理的に操作し、又は影響を与えることができないこと。
21　システム時計に関する規格は、次のとおりとする。
一　この表の規定により日時を付して行うこととされたイベント、金額、バウチャーの価額その他の保存に際し、正確な時刻を反映する機能を有すること。
二　外部機器と接続することにより当該外部機器の時計機能と同期し、補正する機能を有すること。
22　カジノ行為に関する規格は、次のとおりとする。
一　別表第一の第一から第九までの規定により行うカジノ行為であると誤認させるような名称を表示しないこと。
二　賭けについて勝ちとなる条件のうち当該条件を満たす事情の理論上の発生率が最も低いものにあっては、その理論上の発生率を１億分の１以上とする機能を有すること。